

第23回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和元年5月8日 午後3時～午後4時00分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員（14人）

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
	1番	武士	千雅子
	2番	羽鳥	誠
	3番	川端	浩二
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	9番	金田	邦夫
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	14番	齋藤	三千男
	15番	勅使川原	亨
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員（2人）

10番	峯岸	恵美子
13番	新井	正芳

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

- ・「玉村カレーの日（玉村カレーを味わう会）」について
- ・玉ねぎとじゃがいもの収穫について
- ・のぼり旗（麦秋の郷）の回収について
- ・農業委員報酬（農地利用最適化交付金分）の支払いについて
- ・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭

事務局 栗崎 浩

8、会議の概要

議長： ただ今から第23回玉村町農業委員会を開会いたします。
本日は、出席委員は14名ですので総会は成立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、
今回は16番 松井委員 1番 武士委員を指名いたします。
なお、本日の会議書記には事務局員の栗崎氏を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請、番号1について事務局より説明
をお願いいたします。

事務局： 【議案第1号 番号1 受付番号43100062について議案書と詳細を朗読、説明】
農地法第3条第2項の各号に該当していないことを説明。

議 長： それでは、議案第 1 号番号 1 受付番号 43100062 について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長： この件に関しては、周りの農地等に影響がないことから農地部会としては許可と判断しました。

議 長： これより、質疑に入りたいと思います。
ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手無し)

議 長： 無ければ採決いたします。受付番号 43100062 について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ということで、受付番号 43100062 は原案のとおり許可と決定いたします。続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いします。

事務局：【議案第 1 号 番号 2 受付番号 43100067 について議案書と詳細を朗読、説明】
農地法第 3 条第 2 項の各号に該当していないことを説明。

議 長： 番号 2、受付番号 43100067 について審議を行います。この件に関しまして農地部会で現地調査及び審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長： この件に関しましても、問題ないことから、農地部会として許可と判断しました。

議 長： それでは、質疑に入りたいと思います。
ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手無し)

議 長： それでは採決いたします。受付番号 43100067 について、原案のとおり許可と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ということで、受付番号 43100067 は原案のとおり許可と決定いたします。
続きまして、番号 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局： 【議案第 1 号 番号 3 受付番号 43100070 について議案書と詳細を朗読、説明】
農地法第 3 条第 2 項の各号に該当していないことを説明。

議 長： 番号 3、受付番号 43100070 について審議を行います。この件に関しまして農地部
会で現地調査及び審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長： この件に関しましても問題がないということで、農地部会としては許可と判断し
ました。

議 長： これより、質疑に入りたいと思います。
ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

委 員： 地図の No. 2 について、三角形の 2 3 平米の土地で実際何を耕作できるのか？問題
はないのでしょうか。大豆を作るのでしょうか。

事務局： こちらの土地にも作物（米麦）を作ることになっています。先ほど、畑と説明し
てしまいましたが、こちらの土地は申請書では田の 2 3 平米になります。

議 長： 他にありますか。それでは採決いたします。受付番号 43100070 について原案のと
おり許可と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ということで、受付番号 43100070 は原案のとおり許可と決定いたします。
続きまして、番号 4 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 【議案書第 1 号 番号 4 受付番号 43100071 について議案書と詳細を朗読、説明】
農地法第 3 条第 2 項の各号に該当していないことを説明。

議 長： それでは、番号 4 受付番号 43100071 について審議を行います。この件に関しま
して、農地部会で現地確認及び審議を行っておりますので、部会長より報告願
います。

部会長： この件に関しましても影響がないということで、農地部会としては許可と判断し
ました。

議 長： これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

委 員： 高齢者とのことだが、年齢は何歳の方ですか。

事務局： 受け渡し人の年齢は99歳になります。譲受人の年齢は71歳、69歳と47歳になります。

委 員： 場所的に工業団地のため土地利用が見え見えではないか。
(委員同士で意見を出し合う)

議 長： 【地図を確認しながら、今後の土地利用の可能性について説明】
他に質問はありますか。無ければ採決いたします。受付番号 43100071 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

議 長： 全員賛成ということで、受付番号 43100071 は原案のとおり許可と決定いたします。
続きまして、議案第2号 番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 【議案第2号 番号1 受付番号 43100063 について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は市街化調整区域にあるが、申請地は市街地に近接している区域内で農地の集団性は10ha未満であるため第2種農地であること、除外の容認については平成31年2月1日付であること等を説明。

議 長： それでは、番号1 受付番号 43100063 について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地確認及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

部会長： この土地に関しましても、周りの農地に影響はないことから、農地部会としては許可と判断しました。

議 長： これより、質疑に入りたいと思います。
ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手無し)

議 長： 無いようでしたら採決いたします。受付番号 43100063 について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ということで、受付番号 43100063 は原案のとおり許可と決定いたします。続きまして、議案第 3 号 番号 1 について事務局より説明をお願いします。

事務局：【議案第 3 号 番号 1 受付番号 43100066 について議案書と詳細を朗読、説明】申請地は市街化調整区域にあり、東側道路と西側道路に上下水道が入っており、学校と医療機関が 500m 以内にあるので第 3 種農地であること、除外の容認については昭和 56 年以前であること等を説明。

議 長： それでは、番号 1 受付番号 43100066 について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、川端部会長より報告願います。

部会長： この土地に関しましても、周りの農地に影響はないことから、農地部会としては許可と判断しました。

議 長： これより、質疑に入りたいと思います。
ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手無し)

議 長： 無いようでしたら採決いたします。受付番号 43100066 について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ということで、受付番号 43100066 は原案のとおり許可と決定いたします。続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いします。

事務局：【議案第 3 号 番号 2 受付番号 43100068 について議案書と詳細を朗読、説明】申請地は 20ha 以上の集团的農地の辺縁部であるので第 1 種農地ではありますが、集団性を阻害する場所ではなく、分家ではないので、大規模指定集落での開発になること、除外の容認は昭和 56 年以前であること等を説明。

議 長： それでは、番号 2 受付番号 43100068 について審議を行います。この件に関しま

して、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、川端部会長より報告願います。

部会長： この件に関しましても、周りの農地に影響はないことから、農地部会としては許可と判断しました。

議長： これより、質疑に入りたいと思います。
ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手無し)

議長： 無いようでしたら採決いたします。受付番号 43100068 について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ということで、受付番号 43100068 は原案のとおり許可と決定いたします。続きまして、番号 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局： **【議案第 3 号 番号 3 受付番号 43100069 について議案書と詳細を朗読、説明】**
申請地は 20ha 以上の集团的農地の辺縁部であるので第 1 種農地ではありますが、集団性を阻害する場所ではなく、分家ではないので、大規模指定集落での開発になること、除外の容認は昭和 56 年以前であること等を説明。

議長： それでは、番号 3 受付番号 43100069 について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

部会長： この件に関しましても、周りの農地に影響はないことから、農地部会としては許可と判断しました。

議長： これより、質疑に入りたいと思います。
ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手無し)

議長： 無いようでしたら採決いたします。受付番号 43100069 について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ということで、受付番号 43100069 は原案のとおり許可と決定いたします。

次第4の議事については、終了といたします。
続いて、次第5の報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告を朗読、説明】

議 長： それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。
続いて、次第6のその他に入ります。
事務局より説明をお願いします。

事務局： 【・玉村カレーの日について

- ・玉ねぎとじゃがいもの収穫について
- ・のぼり旗の回収について
- ・報酬の支払いについて朗読、説明】

議 長： 玉村カレーの日について出欠は次回の農業委員会で取るということによろしいか。

議 長： 玉ねぎとじゃがいもの収穫について、成育状況等を見ますと少し遅れるように

思います。昨年と同様の日程で大丈夫だと思いますが、天狗岩土地改良区で灌漑用水の排水計画の会議があり、6月1日から全量排水ということで、天狗岩関係は毎秒11.1トンを送水します。おそらく滝川関係は6月19日頃から堰を止めて水を引き込む事になると思いますので、玉ねぎとじゃがいもの収穫は、以上のことから、同じ日が良いと思いますが、どうでしょうか。

齋藤委員：昨年も一緒の日でしたので、今年も同じで良いと思います。
(委員同士意見を出し合う。)

議長： のぼり旗の回収についても、状況を見て回収し事務局の方をお願いします。
本日の議題は全て終了いたしました。全体通して、委員の方から何かありますか。
ないようでしたら、第23回農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人